

回覧										

消費生活センターだより

令和5年 秋号
 発行：橋本市消費生活センター
 0736-33-1165
 発行日：令和5年11月1日

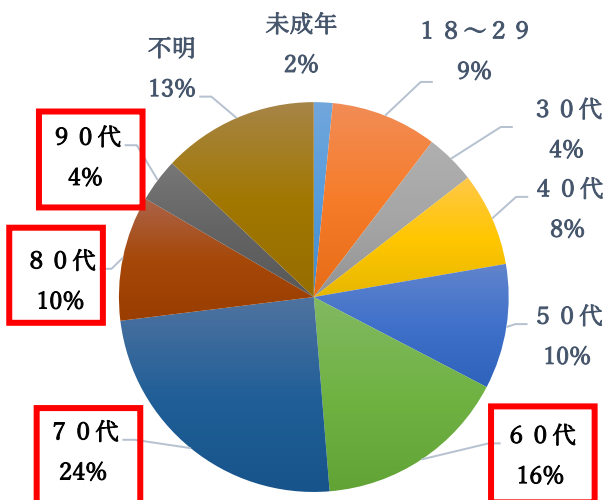
寒くなってくるとストーブやヒーターなどの暖房器具を使い始める時期になります。誤った使い方をすると火災などの重大な事故につながります。取扱説明書などを確認しながら正しく使用しましょう。



令和5年度上半期 消費生活相談まとめ

苦情相談件数 193件 （前年同時期に比べて75件減少）

苦情相談の契約者年齢別



60歳代以上が全体の **54%** を占めています。

苦情相談の販売形態

通信販売	77
店舗購入	34
訪問販売	14
電話勧誘販売	14
連鎖販売取引（マルチ商法）	1
訪問購入	1
不明	52

前年と比較すると苦情相談件数は減少していますが、内訳を見ると前年同様通信販売（ネット、テレビ、折込広告等を見て注文）が最も多くなっています。

引き続き

インターネット通販トラブルに注意！

「ニセモノが届いた」「振り込んだのに商品が届かない」「定期購入だった」などのトラブルに巻き込まれないように注意しましょう。

～トラブルに遭わないためのポイント～

- ☐ 所在地や連絡先など、事業者の情報をしっかり確認しましょう
- ☐ キャンセルや返品条件、利用規約は注文前に必ず確認しましょう
- ☐ 注文時に画面をスクリーンショットをして記録に残しましょう

海産物の電話勧誘販売や送り付けトラブルに注意！

冬の味覚の購入機会が増える時期には、カニなどの海産物の電話勧誘販売や送り付けトラブルが増えてくる可能性があるので注意してください。

～トラブルに遭わないためのポイント～

- ☐ 少しでもおかしいと感じたら、きっぱり断りましょう
- ☐ 電話勧誘で契約したときはクーリング・オフができます
(特定商取引法に定める書面を受け取った日から8日以内)
- ☐ 一方的に商品が届いても受け取らない
(送り主の名称や所在地などの情報を控え、受け取り拒否)
受け取ってしまった場合でも代金を支払う必要はありません



橋本市消費生活センター

0736-33-1227 (相談専用)

0736-33-1165 (この紙面に関するお問い合わせ)

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所1階 窓口⑤ FAX: 0736-33-1200



橋本市マスコットキャラクター
はしぼろ